

# 子ども手当のお知らせ

「子ども手当」は、次世代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

## 子ども手当ってどんな制度？

中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、子ども1人につき、月額1万3千円（平成22年度）を支給します。

子ども手当は、支給資格を認定のうえ、年3回6月、10月、2月に、前月分までの手当をお支払いします。なお、お支払いは、原則として口座への振り込みで、各月15日を予定しています。

## 子ども手当を受給するためには？

子ども手当を受給するためには、申請の必要がない方と申請の必要がない方（図1・2参照）があります。

### 申請の必要がない方

・平成22年3月31日時点で児童手当を受給していた方  
ただし、6月に実施する現況届の提出は必要です。

### 申請の必要な方

・中学校2、3年生の子どもを養育している方  
・中学1年生の子どもを養育している方で、児童

手当を受給していなかった方  
・所得制限などのために児童手当を受給できなかった方  
・書類不備で児童手当が支給されていない方

### 申請方法

所定の「認定請求書」または「額改定認定請求書」に記入のうえ必要書類を添えて、子育て支援課窓口または八潮駅前出張所まで提出してください。また、郵送による提出も可能です。

請求書は、該当者に4月21日に郵送しましたが、申請の必要な方に該当していない方は、お問い合わせください。なお、申請は9月30日までとなりますので、ご注意ください（9月30日を過ぎると、満額の支給が受けられなくなります）。

### 必要な書類

・厚生年金など、サラリーマンが加入する年金制度に加入しているときは、請求者本人の健康保険被保険者証の写し、または会社が発行した証明書  
・子ども手当の振り込みを希望する請求者本人名義の金融機関の口座番号

が確認できる書類（通帳など）  
※受給者と子どもが一緒に暮らしていないなどの場合には、他の書類が必要となりますので、お問い合わせください。

## ！注意ください！

・子どもが生まれるなど子ども手当の対象人数が変わった場合には、「額改定認定請求書」を提出

してください。  
・公務員については、勤務先から支払われます。新たに公務員になった場合には、「受給事由消滅届」の提出が必要です。  
・八潮市から転出される場合には、八潮市での消滅届と新しくお住まいになる市区町村への申請が必要です。  
・平成22年度は子ども手当が支給されるため、原則として児童手当は支給

子育て支援課 ☎209

図1

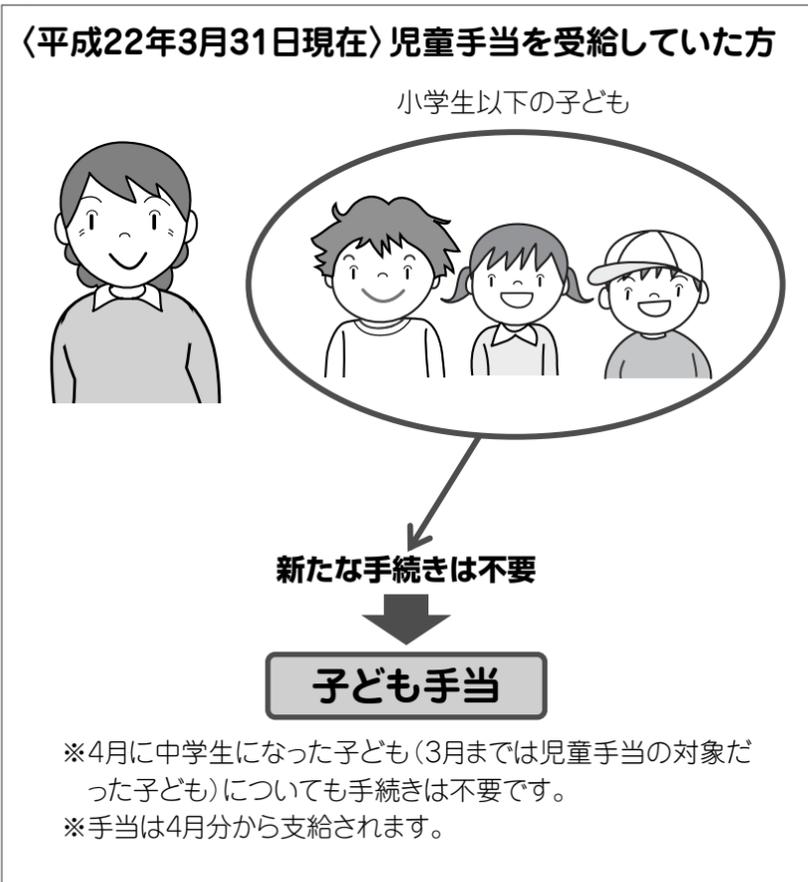


図2



てほしいという方には、手続きがありますので、簡単な方法で寄附を行うお問い合わせください。